

八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託プロポーザル募集要領

八尾市こども若者部こども若者政策課

1. 業務概要

(1) 業務名

八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務（以下「本事業」という。）

(2) 業務の目的

八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金の回収について、専門性・ノウハウを有する事業者へ委託することで債権回収率の向上を図るとともに、本貸付金の目的や「誰一人とり残さない」地域社会の実現にむけ、必要な支援につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※事業の目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大2年間は、公募によらず当該団体と委託契約することができるものとする。翌年度の更新の可否については、委託期間中に提出される報告等をもとに決定する。ただし、翌年度の予算の成立内容により変更となる場合がある。

2. 予算（見積限度額）

金1,933,000円（消費税額及び地方消費税額175,727円を含む。） ※令和6年度予算額

成功報酬率は、集金回収実績の30%を上限とし、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費、その他一切の諸経費を含むものとする。

なお、回収実績金額などによらず、履行期間中に予算額を超過する見込みとなった場合の取り扱いは、発注者、受注者双方協議の上決定する。

3. 参加資格要件

本業務を的確に遂行する能力を有する、次の要件を全て満たす者。

(1) 八尾市財務規則第98条の入札参加資格を備えていること。

(2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人、又は債権管理回収業務に関する特別措置法（平成10年法律第126条）第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。

(3) 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業務に関する特別措置法第23条の規定による業務改善命令を受けていないこと。

(4) 令和元年4月1日から令和6年3月31日までの間において国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務の実績を有すること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しないこと。

(7) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。

(8) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4. 契約までのスケジュール

令和6年6月6日（木）募集要領等の公表

令和6年6月12日（水）質問受付期限
令和6年6月17日（月）質問回答期限
令和6年6月19日（水）提案参加申込書等の提出期限
令和6年6月24日（月）提案参加資格結果通知
令和6年6月25日（火）業務提案書等の提出期限
令和6年7月8日（月）書類審査結果（4者以上の場合のみ）及びプレゼンテーション審査案内発送
令和6年7月16日（火）プレゼンテーション審査
令和6年7月24日（水）審査結果の通知

※なお、審査の状況により審査結果通知が早まることがある。

5. 募集要領等の配布方法

八尾市ホームページからダウンロードすること。参加申込書等応募に関する様式等についても、ホームページからダウンロードすること。

6. 募集要領等に関する質問・回答

募集要領等に関する質問は、質問票（様式第2号）を期日までに電子メールにより提出すること。電話等その他の方法による質問は一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。質問に対する回答は、令和6年6月17日（月）までに本市ホームページに掲載する。

- ・質問受付期間：令和6年6月12日（水）午後5時まで
- ・提出先メールアドレス：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp
（八尾市こども若者部こども若者政策課）
- ・八尾市ホームページURL：https://www.city.yao.osaka.jp/

7. 参加申込

提案に参加を希望する者は、事業提案参加申込書（様式第1号）及び添付書類（「添付書類」は該当する者のみ）を指定する期日までに持参により提出すること。なお、提出の際には、「3. 参加資格要件」（4）に該当する業務の契約書及び同業務の完了を確認できる書類の写し（過去に国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務の実績業務を請け負った実績を有していることがわかるもの）を添付すること。

- ・受付期間：令和6年6月6日（木）から令和6年6月19日（水）午後5時まで
- ・受付場所：八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階
八尾市こども若者部こども若者政策課
- ・結果通知：令和6年6月24日（月）に電子メールにより通知

8. 提案の方法

（1）提出書の提出について

業務提案にあたっては、以下の書類を令和6年6月25日（火）午後5時までに、八尾市こども若者部こども若者政策課へ持参により提出すること。

- ① 提案書（表紙）（様式第3号） 1部
- ② 提案書別紙（様式第4号） 原本1部＋副本10部
- ③ 提案概要書（任意様式） 原本1部＋副本2部
- ④ プレゼンテーション資料（任意様式） 原本1部＋副本10部

後述するプレゼンテーションにおいて、②以外の資料を用いる場合は、その資料を提出すること。

- ※ 提案書副本、提案概要書副本及びプレゼンテーション資料副本には、事業者名を記載しないこと。
- ※ 提案書は表紙を除き、片面換算で20ページ以内、概要提案書は片面換算で4ページ以内、プレゼンテーション資料を用意する場合は、片面換算で4ページ以内とする。
- ※ 提出された事業提案書は公文書として情報公開の対象となるため、非公開とすべき箇所については、あらかじめその旨を明記する等してください。

（2）提案書の内容

提案書別紙（様式第4号）及び提案概要書（任意様式）には、以下の項目を記載すること。なお、提案概要書の経費については、見積額のみを記載し、見積書の添付は省略とする。

1. 業務実施方針	本事業の対象者である、ひとり親世帯及び寡婦世帯を取り巻く現状や課題をふまえ、本業務実施にあたっての実施方針や実施内容の考え方について記載すること。
2. 業務実施体制	八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託仕様書に基づき、人員の確保や配置、スタッフの指導・育成方法、それぞれに対する研修計画等に加えて事務局との連携に対する考え方について記載すること。
3. 業務実施内容と実施手法	八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託仕様書に基づき、①債権管理及び請求停止案件に係る考え方、②催告及び支払い相談に係る基本姿勢・実施方法・実施時期及び実施回数、③分納者の管理方法、④住所及び居所調査並びに連帯保証人及び相続人等の債務者に係る調査について、実施内容と実施手法、⑤本業務遂行に係る年間スケジュールについて記載すること。
4. 業務実施上の管理運営体制	対象者からの苦情対応、事故防止等のリスクマネジメント、個人情報保護、プライバシーへの配慮等について記載すること。
5. 本業務と類似業務等の実績	提案者において、類似業務の過去5年間の主な実績の業務概要、契約機関、履行期間を記載すること。国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務の実績について必ず記載すること。
6. 経費	委託債権に対する成功報酬率及び回収率が記載された経費見積について記載すること。成功報酬率は、集金回収実績の30%を上限とし、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費、その他一切の諸経費を含むものとする。また、小数点第1位までの%で表示すること。

- ※ 次のいずれかに該当する提案書は無効とする。
 - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ・ 提案内容に虚偽がある場合
 - ・ 応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ※ 提案書及び提案概要書は、一括して持参により提出する。分割提出は認めない。
- ※ 審査の公平性を期すため、事業者名等が特定される記述は必ず避けること。
- ※ 1者につき1提案とする。
- ※ 提出期限後の追加及び修正は原則認めない。

9. 選定方法

選定については、八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において、評価基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を業務受託候補者（優先交渉権者）として選定する。

ただし、事業者選定までに、この募集要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合、及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となる。

提案者が4者以上の場合は、書類審査の結果により上位3者の提案者に対して、プレゼンテーション審査を行うこととし、書類審査結果については、令和6年7月8日（月）にすべての提案者に対し、電子メールにて通知する。

また、プレゼンテーション審査を行う者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場及び時刻等詳細についても知らせる。

提案者が1者の場合においても評価基準に照らして、選定会議において総合的に評価を行う。

- ・プレゼンテーション審査の日程：令和6年7月16日（火）
※日時・場所等の詳細については提案者に別途通知する。
- ・プレゼンテーションの実施方法：説明は、事前に提出した資料に沿って行うこと。説明時間は10分以内とし、その後15分間の質疑応答を予定。なお、プレゼンテーション審査に参加できる人数は2名以内とする。

10. 評価基準と業務受託候補者の選定

別紙「八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

11. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に業務受託候補者名を公表する。なお、プレゼンテーション審査を受けたすべての提案者へは、郵送により審査結果を通知する。

12. その他

(1) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合
- ・予算見積額が、見積限度額を超えている場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・提案者の評価点の合計が、選定会議出席委員の持ち点の総合計の60%に満たない場合

(2) その他

- ・提出書類は提案者へ返還しないものとし、当該業務に係る審査以外には使用しない。
- ・提出書類等は開示請求があった場合には、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）に基づき、対象文書として公開する場合がある。
- ・提出書類等の作成及び提出に関するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・応募を取り下げる場合は、速やかに文書（様式任意）にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはない。
- ・選定会議において決定された業務受託候補者と、随意契約に向けた交渉を進めることとするが、交渉が整わない場合は、あらためて次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する場合がある。
- ・実際に契約を締結する際には、仕様書等の内容が一部変更となる場合がある。
- ・受注者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- ・業務受託候補者選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は、契約締結しない。
- ・暴力団員又は暴力団員密接関係者であることが判明した場合は契約を締結しない、また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除する。
- ・その他必要な事項は、選定会議の審査を経て決定するものとする。

13. 問合せ先

八尾市こども若者部こども若者政策課こども若者政策係

連絡先：TEL 072-924-3988 / FAX 072-924-9548

電子メール kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp